

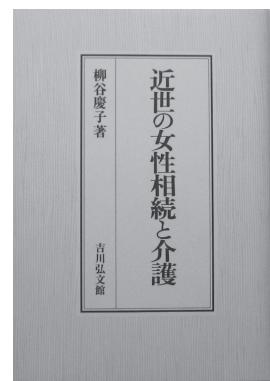
## 〈書評〉

柳谷慶子著

### 『近世の女性相続と介護』

(吉川弘文館 2007年 328頁 ISBN978-4-3642-03420-3 9,000円+税)

大口 勇次郎



本書は、江戸時代における武士と農民の家族について、「家」の相続と病人の介護という二つのテーマに沿って「日本近世における女性と家族の位相を明らかにすることをめざし」(序章)書かれたものであり、研究課題を述べた序章と実証的な分析に基づく11編の論文からできている。はじめに全体の構成を知るために目次を掲げておこう。

序章 相続および介護にみる女性と家族

第一部 「家」の相続・運営と女性

第一章 近世初頭の女性領主—盛岡藩八戸南部氏清心尼の家相続—

第二章 女性による武家の相続—盛岡藩・仙台藩の事例から—

第三章 大名および家臣家の女性知行—新庄藩を事例として—

第四章 大名家の「奥」と改革—仙台藩伊達家を事例として—

第五章 姉家督と女性相続—仙台藩領牡鹿郡根岸村の事例から—

第二部 看病・介護をめぐる「家」と家族

第一章 近世の「家」と扶養・介護—『仙台孝義録』の分析から—

第二章 介護をめぐる教説と教育

第三章 農民家族の扶養・介護と地域社会

第四章 武家社会の「看病断」について

第五章 武士の病気療養と藩—沼津藩「水野伊織日記」の分析から—

第六章 高齢者介護と家族

あとがき/索引

著者の取り上げる多様なテーマのなかから、最初の第一部第一章で取り上げている武家領主の家督を女性が相続した事例の分析を紹介し、ジェンダーの視点からみた本書の意義を確認しておこう。

盛岡（南部）藩の一族にあたる八戸南部家（一万五千石）では、20代の当主直政が、慶長19（1614）年に28歳で急逝すると、跡継ぎの男子が居ないために、その妻（29歳・後に出来して清心尼）が八戸南部家21代目の家督を継いだことによって女性領主が誕生した。その六年後には、当主清心尼の娘に婿養子として分家の新田家から男子を迎えることによって家督を譲ったので、女性家督は解消している。

いっぽんに江戸時代には、一万五千石もの領地を持つ武家の家督に女性が就くことはあり得ないと考えられてきた。江戸時代の社会構造を説明する「幕藩体制論」によれば、大名が男性であることは自明の理であって、これに疑問の生ずる余地がなかったのであるが、1980年代の女性史の登場によって初

めて、武士の家督は何故男性が独占するのかという問い合わせが生まれた。これに対する解答としては、近世の武家は、幕府・大名など上級の主君から領地を拝領し、安堵（保証）を受ける代償として、主君に対して軍役（軍事的な奉仕）を提供する義務を負うものであるから、家督の継承者は、軍団を率いて戦場で指揮をとることのできる男性に限られるという説明が与えられてきた。

これまで地元で「女の殿様」と語られてきた伝承について、著者は古文書史料の考証を踏まえて新しい視点からの検証作業を行った。女性が家督に就くことになった経緯については、20代直政に男子がない状況で、本家の盛岡藩では藩主の姪に当たる清心尼を家督に据え、やがて家臣を婿に入れて家督を譲らせて、本家の意に沿った八戸南部家を作ろうという思惑から生まれたものと考えられ、いわば清心尼は中継的役割を期待されて家督に据えられたといわれてきた。しかし実際には、清心尼はこれに抵抗し、八戸南部氏に近い家臣新田家から娘婿をとり、家督を譲ったという。戦国から近世移行期における地方権力の本家と分家の間の政治力学から女性家督が生まれたというのが著者の解釈である。

さらに興味深い点は、清心尼が家督に就いたちょうどその時期に、八戸南部氏が軍役を勤める機会にめぐりあったことである。慶長19年10月、徳川幕府は豊臣秀頼の居城大坂城を攻め（大坂冬の陣）、全国の大名に大坂へ軍勢を派遣することを命じたので、盛岡藩主南部氏も兵を率いて大坂へ向かい分家にも出兵を命じた。これに応じて八戸南部家では、二人の重臣が旗頭となって騎士25騎、兵320人を率いて出陣し、本家の軍団の一翼を担い無事軍役を果たしている。当主が幼少や病気である場合と同じように、女性の領主にも名代の派遣による軍役負担が認められ、女性領主が特別に咎め立てされることはなかったのである。

著者はさらに、女性による武家の家督相続が決して八戸南部氏だけではなく、盛岡藩、仙台藩の家臣の系譜資料の中に数多く見られることをあきらかにし（第二章）、新庄藩については女性に知行が与えられている事例を紹介している（第三章）。これらの検証の過程で、女性に家督や知行が与えられた事実も、近世後期になると、数が少なくなっていくだけでなく、近世前期に行われていた女性家督・知行の事例が、ジェンダー規制が働いたためか、系譜の上から消されてしまうことなども丹念に明らかにしている。

以上の著者の明らかにした事実は、これまでの江戸時代における武家家督の理解の通説に反省を促すことになろう。つまり武士集団が権力を握っている時代にあっては、軍団の指揮を執る男性を家長に据えることが一般的であったとしても、家督相続は、社会的な慣習やさまざまな政治力学の下に決められることであって、女性領主といえども軍役負担の障害になっていないことを明らかにしたのである。女性が武家の家督に就きにくいことは、歴史的にみて否定できないが、徳川260年のあいだ、すべての藩の藩主が一つの例外もなく男性であったということは、たんに軍事指揮の問題ではなく、徳川幕府による大名支配という集権システムの中で、家督は男という意識（ジェンダー規制）が大名家督の承認手続きに反映したからに他ならない。大名分家の八戸南部家清心尼の場合や、朝廷における明正天皇の場合のように、幕府のコントロールが及ばなかったところでは、家の個別事情によって例外的な女性家長が登場したのであろう。

この他に、仙台伊達藩における国元に居る藩主側室たちの仕事や役割を論じ、大名家の奥の構造に初めてメスを加えた第四章、農村における姉相続と呼ばれた第一子相続の慣行を分析して、従来言われてきたような男子相続までの中継相続という評価だけでは理解できないとした第五章も興味ある指摘である。

第二部の介護に関しては、これまで見過ごされてきた高齢者介護という視角から、江戸時代の社会制度や家族の状況をとらえた論文6編を揃えている。ここでも実態に則した分析の結果、これまで見えていなかった江戸時代の家族問題を浮きださせ、あるいは、従来の安易な理解や評価に反省を迫っている。以下、詳しく紹介する余裕がないので二つの点だけを挙げておこう。

一つは、18世紀後半に幕府が編集刊行し、諸藩もこれにならって作成した「孝義録」の再検討である。「孝義録」は従来、主人に忠義を尽くし、親に孝行を勵んだ庶民の行為を顕彰した記録として、ひろく儒教道徳の高揚を目指したものと評価されてきたが、著者が改めて「仙台孝義録」の内容を介護という視点から整理した結果、実は高齢者や病人の介護を含む事例が江戸後期には総件数の七割を越えていることを明らかにし、「孝義録」が家族内の福祉・介護役割を強化するためのイデオロギーとしても機能したであろうと主張している。

二つ目は、武家において家臣の老親など親族が病気で倒れた際に、当該の家臣が「看病断」と称する書類を提出して休暇をとるシステムが存在したことを、幕府の関係法令から明らかにした。さらにいくつかの藩についてその存在を指摘し、その運用の実態を、盛岡藩の記録や沼津藩の家臣の日記などによって観察している。これらから、老親の病気介護が建前上は武家の当主である男性の仕事とされていた点を指摘し、現代の家族介護がもっぱら女性の役割になっていることと比べ、介護役割の性別固定化は行われていなかつたと推察している。

本書は、江戸時代の家族に関して古くからのテーマである「家督」と、現代的テーマである「介護」の二つを課題に掲げ、「家制度」というイデオロギーの蔭に隠れていた、武家の女性家督、大名家の奥の役割、病人介護の制度など、多くの点について史料に則した実態分析による新知見を提供するとともに、新しい解釈を加えている。著者のジェンダー視点からの分析は、家族に関する複雑な関係を解きほぐすことに成功するとともに、近世領主のジェンダー性の解明など、家族史、女性史の枠を越えて、幕藩体制社会の構造原理の解明にまで射程の及ぶ論点を含んでいると思われる。

なお本書によって、著者は当該年度のすぐれた女性史関係の出版物に与えられる青山なを賞（2007年度）を受賞された。

（おおぐち・ゆうじろう/お茶の水女子大学名誉教授）